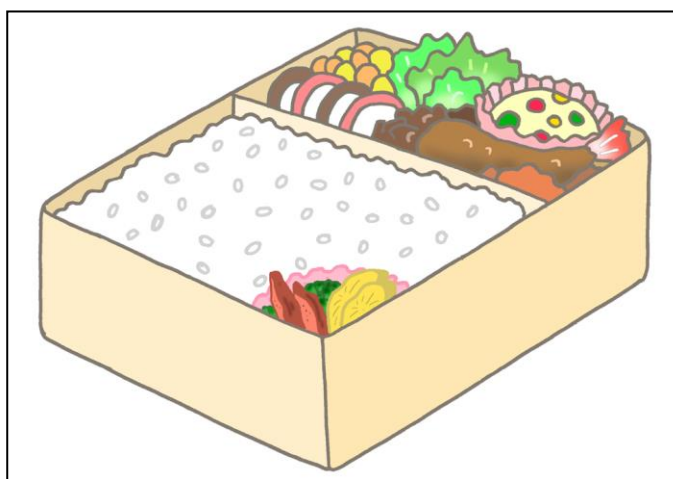


利用希望者の方へ 給食サービスの手引き

* ふれあいとささえあいの地域社会をめざして *

令和3年3月発行



社会福祉法人 白子町社会福祉協議会

給食サービス事業について

給食サービス事業は、町内の一人暮らし高齢者の方に、地域のボランティアが調理したお弁当を、民生委員を中心とした配達ボランティアが月 2 回、安否確認を兼ねてお届けする事業です。

人と交流の少ない一人暮らし高齢者の方と、地域に根ざした活動をするボランティアとが食事を通じて定期的に関わることで、人間関係を育み、共に「喜び」を感じることができるような事業をめざしています。

毎月、原則第 2・第 4 金曜日に昼食をお届けしますが、調理会場（健康づくりセンター）の都合で変更になる場合があります。

対象者について

町内に在住の方で、次の要件の全てに該当する方が対象です。

- (1) 75 歳以上の一人暮らし高齢者
- (2) 知人、隣人、親族・親戚との連絡や往来が、週に 1 度程度か、それより少ない方
- (3) 要支援・要介護で、ホームヘルプサービスやデイサービスなどの訪問系・通所系サービスを受けていない方
- (4) 給食サービスの利用を希望し、食事制限がない方

* 申請は別書式申請書にて地域担当民生委員をとおして行うものとなっております。

利用期間について

給食サービスの利用期間は、原則 1 年間です。

ただし、担当民生委員と協議し、引き続き必要と認められる場合は継続することとします。

給食サービスの流れ

当日の流れ

時間	活動	場所
8:30	調理ボランティア調理開始	健康づくりセンター 調理実習室
10:30	調理終了・パック詰め	
10:40 ~	調理室片付け	
11:00	弁当受取 地域配達ボランティア 配食ボランティア ↓ ↓ ↓ ↓ 地域配達ボランティア ↓ ↓ 一人暮らし高齢者宅へ	調理実習室前ロビー
	終了	

* 注意事項 *

- (1) 予定等がありキャンセルする場合は事前に地区民生委員か配達ボランティア及び事務局までお知らせ下さい。
- (2) 知人や親族の方等との交流が増え、生活に変化があった場合はお知らせ下さい。
- (3) ホームヘルプサービス利用やデイサービス利用、または施設入所により生活に変化があった場合も同様にお知らせ下さい。